

回覧

令和7年5月吉

上志津三区町会
会長 登尾文雄

町会費の免除について

日頃は当町会に、ご協力頂きまして有り難うございます
平成6年度より『上志津三区町会規約 29条』による
町会費の免除を実施しております。

下記の条件に、該当する方は町会費の免除を致します。

※ 満75歳以上で1人住まいの方

又、配偶者が長期的に施設に入所し不在の場合も
免除者扱いと致します。

つきましては、班長さんが町会費徴収の際、免除者であるかが
把握できない（特に年齢を聞きにくい）場合がありますので
免除対象者に、なりましたら班長さんに申し出下さい。